

入札心得

(静岡県後期高齢者医療広域連合)

(入札の基本的事項)

- 1 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、地方自治法、地方自治法施行令、静岡県後期高齢者医療広域連合契約規則その他関係法令並びに仕様書及び図面その他契約締結に必要な条件を承諾のうえ、入札してください。

(入札の参加)

- 2 入札参加者は、指定した時刻までに指定した場所に出席してください。

(公正な入札の確保)

- 3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為等の公正な入札を阻害する行為を行ってはなりません。

(入札の方法)

- 4 入札参加者は、所定書式による入札書を作成し、表に下記の表示をした封筒に入れ、指示した場所に提出してください。ただし、代理人により入札参加するときは、委任状を提出してください。その場合、入札書には入札者の表示を行ったうえ、代理人の氏名を表示し、代理人使用印を押印してください。

入札書在中（令和 年 月 日）	
件名	令和3年度 第3号 後期高齢者医療給付支給決定通知書作成業務
入札参加者	住所 (所在地) 名称 氏名 (代表者氏名) 上記代理人

(消費税及び地方消費税に伴う入札金額の記入方法)

- 5 入札書には、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（課税事業者の場合は消費税及び地方消費税抜きに相当する金額、免税事業者の場合は課税事業者と同一の間尺で比較できるようにするために用いる計算上算出された金額）を記入してください。
なお、落札金額及び契約金額は、入札書に記入された金額に100分の10に相当する額を加算した額（1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。ただし、単価契約の場合は端数処理を行わない。）とします。

(入札書の金額の数字及び記載事項の訂正)

- 6 入札書に記入する数字は、アラビア数字を用いてください。

【例】 ¥ 1 2 3 , 0 0 0 -

なお、記載事項を訂正するときは、誤字に2線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記し、押印してください。ただし、金額の訂正は認められません。

(入札書の書換え等の禁止)

- 7 提出された入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(入札の無効)

- 8 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (2) 同一事項に対し、入札者及びその代理人がともに入札したとき、又は1人で一事項に対し、金額の異なった2以上の入札をしたとき。
- (3) 金額を訂正した入札
- (4) 金額及び氏名その他入札に関する要件を確認しがたいとき。
- (5) 入札書が鉛筆など消せる筆記用具で書かれているとき。
- (6) 入札者が協定して入札したとき。
- (7) 入札に際して不正の行為があったとき。
- (8) その他入札の条件に違反したとき。

(入札の中止等)

- 9 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期し、又は中止することがあります。

- (1) 1回目の入札において、参加者が1人であるとき。
- (2) その他静岡県後期高齢者医療広域連合長が必要と認めるとき。

(落札者の決定)

- 10 予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

(くじによる落札者の決定)

- 11 落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。

(再度の入札)

- 12 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を行います。

(入札回数)

- 13 入札回数は、2回を限度とします。

(再度の入札に参加できない者)

- 14 1回目の入札において第8項第1号、第2号、第5号、第6号若しくは第7号により無効とされた入札をした者又は1回目の入札に参加しない者は、再度の入札に参加することができません。

(契約書の提出)

- 15 落札者は、落札の決定を受けたときは、その日から7日以内に所定書式による契約書に記名押印のうえ提出してください。ただし、やむを得ない理由があると静岡県後期高齢者医療

広域連合長が認める場合には、その期限を延長することがあります。

16 落札者が、前項の期限内に記名押印した契約書を静岡県後期高齢者医療広域連合に提出しないときは、その落札は無効とします。

17 落札者は、前項の規定により、落札が無効とされた場合には、免除された入札保証金に相当する金額の違約金を納付していただきます。

(入札の条件)

19 入札書式、委任状書式及び契約書式については、別紙のとおりです。

(異議の申立て)

20 入札者は、入札書提出後、この心得その他の入札条件の不知又はその条件の内容の不明を理由として、異議を申し立てることができません。